

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 30日

堺市長 殿

住 所 大阪市北区大淀南1-4-15  
提出者 常務執行役員本店長 清治 茂  
氏 名 青木あすなろ建設(株)大阪本店

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6440-1816

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	青木あすなろ建設(株)大阪本店
事業場の所在地	大阪府大阪市北区大淀南1丁目4-15
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合建設業
② 事業の規模	969億円
③ 従業員数	921人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(解体・建築工事) 汚泥・・・処理業者にいたくして脱水・固化にて再生化 コンクリート塊・・・再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化 木くず・ガラスくず・アスファルト塊・廃プラ・石膏ボード・・・処理業者に委託して再生化 混合廃棄物・・・処理業者に委託して最終処分(埋立)

(日本工業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙管理体制図のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	汚泥（有害）	
	排 出 量	2,246 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	① 汚泥（有害）	
	排 出 量	10 t	t
	(今後実施する予定の取組) 他の廃棄物と混入しないように確実に分別・保管を実施		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（有害）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	① 汚泥（有害）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	（今後実施する予定の取組）		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（有害）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	① 汚泥（有害）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	t
（今後実施する予定の取組）			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（有害）	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	① 汚泥（有害）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	（今後実施する予定の取組）		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（有害）	
	全処理委託量	2,246 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,246 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	① 汚泥 (有害)	
	全処理委託量	100 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	100 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 他の廃棄物と混入しないように確実に分別・保管を実施		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度 (            年度) 実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



今年度【 年度】目 標

提出者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																
コード	名 称	① 排出量(t)	② 自ら直接再生利用した量(t)	③ 自ら直接埋立処分した量(t)	④ 自ら中間処理した量(t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理した後の残存量(t)	⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	委託先による区分				⑫ 優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑬ 自ら再生利用を行った量(t)	⑭ ⑬と⑮の量を合計したもの(自動計算)	
		発生した特別管理産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理前の量	④の量のうち、熱回収を行った量	自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量(自動計算)	⑥の量のうち、自ら利用又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量(自動計算)	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑩、⑪を除く)	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への熱回収委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理をした量(⑩～⑫を除く)	⑩の量のうち、委託して直接埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への処理委託量	②の量と⑬の量を合計したもの(自動計算)
1	7426 ① 汚泥(有害)	10								10	10							
2										0								
3										0								
4										0								
5										0								
6										0								
7										0								
8										0								
9										0								
10										0								
11										0								
12										0								
13										0								
14										0								
15										0								
16										0								
17										0								
18										0								
19										0								
20										0								
合計		10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	0	0

(注) トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。